

建設工事等積算内訳の公表に関する事務取扱要領

平成29年4月1日

最終改正：令和6年6月19日

(趣旨)

第1条 この要領は、上田市が発注する建設工事並びにコンサルタント業務、森林整備業務（以下「建設工事等」という。）の入札契約手続きの透明性を確保するため、予定価格の積算内訳の公表について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる

- (1) 建設工事 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。
- (2) コンサルタント業務 建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理の業務をいう。
- (3) 森林整備業務 地拵え、植栽、枝打ち、間伐等の施業、簡易施設の設置及び生産（立木の販売を除く。）をいう。
- (4) 積算内訳 建設工事等の設計価格の算出に用いた積算価格について、一定の範囲で定める項目ごとの数量、単位及び金額を明示したものをいう。

(対象となる建設工事等)

第3条 積算内訳を公表する建設工事等は、競争入札における予定価格が130万円を超える建設工事並びに予定価格が50万円を超えるコンサルタント業務及び森林整備業務とする。

(公表する内容)

第4条 公表する内容は次の各号に定めるところによる。

2 積算内訳書は、表紙と内訳書から構成し次のとおりとする。

(1) 表紙に記載する内容

ア 工事名称、工事場所

イ 工事内容（設計大要、工期）

(2) 内訳書に記載する内容

ア 総括情報表

イ 工事費内訳書

3 コンサルタント業務において、前項第2号によりがたい場合は、設計図書として示す見積参考資料に記載する項目とする。

(公表の時期)

第5条 原則として、契約締結後速やかに閲覧に供するものとする。

(閲覧の期間)

第6条 閲覧ができる期間は、入札日の属する年度の翌年度末までとする。

(閲覧の場所)

第7条 積算内訳書を閲覧する場所は、契約検査課とする。ただし、電子入札で実施した建設工事等については、入札情報システムにおいても閲覧できるものとする。

(閲覧の条件)

第8条 積算内訳書を契約検査課で閲覧する場合は、原則として閲覧場所以外には持ち出すことはできないものとする。

- 2 積算内訳書を汚損又は毀損してはならないものとする。
- 3 積算内訳書の複写等の便宜供与は行わないものとする。
- 4 閲覧に供した資料の内容に関する問い合わせには応じないものとする。
- 5 閲覧期間の過ぎた積算内訳書又は積算内訳書以外の設計図書等の閲覧を希望する場合は、上田市情報公開条例（平成18年上田市条例第12号）の規定により、発注担当課へ開示請求するものとする。

附 則（平成29年4月1日）

この要領は、平成29年4月1日から施行し、同日以後に契約を締結した建設工事等について適用する。

附 則（令和6年6月19日）

この要領は、令和6年7月1日から施行し、同日以後に契約を締結した建設工事等について適用する。